

平成19年1月22日

「民間団体への財政的支援」についての要望

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
理事長 山上 皓

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークは、現在、41都道府県に42加盟団体を擁し、加盟団体のうち9団体は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けております。加盟各団体は、警察等関係機関と連携して犯罪被害者のための支援の充実に努めておりますが、財政的基盤が脆弱なため、十分な活動がまだ出来ておりません。

平成18年12月、理事会に直結したビジョン検討委員会（酒井宏幸委員長）を新たに設置し、自らの将来計画を議論するとともに、その達成に必要な財政的支援のあり方についての国に対する要望を、以下のようにまとめました。

内閣府における「民間団体への援助に関する検討会」の検討のための一資料として供させて頂きたく、よろしく願いいたします。

全国被害者支援ネットワークの将来像

1. 加盟各団体

- ・ 加盟各団体は、国による民間団体の援助が開始される前に、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることを目標とする。
但し、2年程度の経過期間を置き、その間は未指定であっても、指定団体となる具体的な準備を進める団体については、「準加盟団体」として扱う。

2. 本部

ネットワーク本部は、国による民間団体への援助が開始される時点で、以下の二つの役割を担う。

加盟各組織の活動の掌握、必要に応じての指導監督と、民間団体への援助の分配の機能

研修・研究センターとしての機能

犯罪被害者等民間団体に対する財政的支援の仕組みについての要望(資料1参照)

1. 「支援基金(仮称)」の創設

- ・ 犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体等を対象に活動資金を提供する目的で、公的資金、民間の寄付金、罰金等を集める「支援基金(仮称)」を作っていただきたい。財源の一部として罰金等を充てることは、犯罪者が被害者に償うという精神にかなうものとする。

2. 「犯罪被害者等支援機構(仮称)」の設立

- ・ 「支援基金(仮称)」を管理し、必要とする団体あるいは活動に適切に給付する役割を担う組織として、「犯罪被害者等支援機構(仮称)」を設立していただきたい。新組織の設立案と併せ、(財)犯罪被害者支援基金の組織拡充の可能性についてもご検討いただきたい。

3. 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークへの給付方法

- ・ 「犯罪被害者等支援機構(仮称)」より、「特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク」に一括して給付していただきたい。
- ・ 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークは、給付金を本部と加盟組織に対し、適正に配分する。配分に公平性、公正性及び透明性を担保するため、本部に必要な専門職員を配置する。

4. 全国被害者支援ネットワークにおける補助金の使用費目

- ・ 加盟各団体にあっては、補助金を、支援活動に関わる費用、被害者に給付する費用、活動拠点たる施設の維持管理費用、スタッフの人件費、自助グループの助成等として使用できるようにしていただきたい。

以上

ビジョン検討委員会～財政的支援の要望～

補完資料1

